

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務 プロポーザル募集要項

1 事業名

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務

2 委託業務の事業内容

別紙「業務委託仕様書」による

3 委託金額の上限

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 参加事業者の資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (3) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号までに該当する者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 公募開始：令和8年5月22日（金）
- (2) 質疑受付：令和8年5月22日（金）～5月28日（木）
- (3) 質疑回答：令和8年6月 3日（水）まで
- (4) 書類提出：令和8年6月 9日（火）まで
- (5) カンセーション：令和8年6月17日（水）

7 プロポーザルに係る質疑

(1) 質問方法

- ・ 応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（様式なし）を電子メールにより送付すること。
- ・ 軽微な質問を除き、口頭による質疑は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

◆メール件名：【●●（法人名）】生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務プロポーザルに関する質疑

◆メールアドレス： trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

◆電話番号： 075-222-3483

(2) 質問期間

令和8年5月22日（金）から5月28日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、6月3日（水）までに歩くまち京都推進室ホームページに公開する。

8 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 書類提出期限

令和8年6月9日（火）午後5時まで

イ 提出書類

	書類名	提出部数 ^{※2}	留意事項 ^{※3、※4}
①	プロポーザル参加表明書【様式1】	1	
②	法人の概要【様式2】	7	
③	実績報告書【様式3】	7	
④	業務実施体制【様式4】	7	
⑤	企画書【様式5】	7	
⑥	見積書【様式なし】	7	・消費税込みの見積総額を記載 ・企画の履行で生じる作業経費の内訳も記載
⑦	共同事業体結成届出書【様式6】	1	・共同事業体として応募する場合のみ
⑧	調査同意書（京都市税）【様式7】	1	
⑨	調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式8】	1	
⑩	誓約書【様式9】	1	
⑪	使用印鑑届【様式10】 又は委任状兼使用印鑑届【様式11】	1	
⑫	履歴事項全部証明書	1	・応募書類提出日前3か月以内に発行のもの
⑬	印鑑証明書	1	・応募書類提出日前3か月以内に発行のもの
⑭	納税証明書（国税等）	1	・応募書類提出日前3か月以内に発行のもの

※1

※1 資料⑧～⑭は京都市競争入札参加有資格名簿に登録されていない者のみ提出することとし、共同事業体の構成員で該当する者も提出すること。

※2 提出部数が7部の資料については、正本1部、コピー6部を提出すること。

※3 書類は全てA4サイズとすること。

※4 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(2) 提出方法

提出書類は、以下の提出先に持参すること。なお、持参する際は、予め来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

(3) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階 都市計画局歩くまち京都推進室 中村、村尾

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

企画書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等に基づき、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査する。

※ 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて、企画書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。

※ 応募者多数の場合の審査方法の詳細は、別途連絡する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日（予定）

令和8年6月17日（水）

イ 開催場所（予定）

京都市役所内会議室

ウ 審査内容

プロポーザル参加表明書の受付順に行う。

- ・ プレゼンテーション（20分以内）
- ・ 質疑応答（20分以内）

エ 注意事項

- ・ プレゼンテーション審査は、提出した企画書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、企画書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。その他の資料等の配布は認めない。
- ・ プレゼンテーション審査時には、企画書等のスクリーン等への映写はせず、提出された企画書に基づき実施すること。
- ・ プレゼンテーション審査の開催日、開催場所等の詳細は、企画書の提出後、別途連絡する。
- ・ 委員会は非公開で行う。また、参加事業者は、他の参加事業者のプレゼンテーション審査を傍聴することはできない。
- ・ 指定の時刻に遅れた場合は、審査を行わない。ただし、天災事変等の影響、公共交通機関の遅滞による場合はこの限りではない。

(3) 審査基準

評価要領別紙1のとおり

(4) 受託候補者の決定

- ・ 委員会の審査結果を踏まえ、最高得点の提案を行った者を受託候補者として選定する。
- ・ 受託希望者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の場合、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。
- ・ 受託希望者が2者以上の場合でも、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の者がいない場合、受託候補者を選定しないこととする。
- ・ 契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(5) 審査結果の通知、審査内容の開示

- ・ 受託候補者の選定後、速やかに第1順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知する。
- ・ 受託候補者に選定されなかった者に対しては、受託候補者に選定されなかった旨を文書で通知する。なお、通知を受けたものは、通知を受けた日から休日を除く5日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができる。

10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからオまでに留意し参加すること。

- ア 確実に履行可能な内容を提案すること。
- イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。
- オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

(2) 審査結果の公表

選定後は選定業者名及び評価得点等をホームページで公表する。